

# 介護職員等によるたんの吸引等の実施について（令和5年度）

介護支援課

## 介護職員等によるたんの吸引等の実施における留意点！！

- 「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた者が、たんの吸引等を行うことができます。
- 実施できる医療的ケアは、認定証に記載がある行為のみです。
- 認定特定行為業務従事者を従事させ、たんの吸引等を行う場合は、事業者の登録が必要となります。

### 1 趣旨

「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）の一部改正により、一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で喀痰吸引又は経管栄養の医療的ケアを実施できることになりました。

### 2 喀痰吸引等が実施できる介護職員等の範囲

- (1) 介護福祉士  
平成 28 年度以降介護福祉士登録証に喀痰吸引等の行為が記載された者
- (2) 認定特定行為業務従事者  
喀痰吸引等研修等を修了し、認定証の交付を受けた者

### 3 実施可能な特定行為（喀痰吸引又は経管栄養）の種別

認定特定行為業務従事者認定証に記載された医療的ケアを、医師の指示のもと実施することが可能です。

○：実施可能な特定行為      △：研修を修了したもののみ実施できる特定行為

研修種別	対象者	喀痰吸引						経管栄養	
		口腔内	口腔内 (呼吸器)	鼻腔内	鼻腔内 (呼吸器)	気管カニューレ内部	気管カニューレ内部 (呼吸器)	胃ろう又は腸ろう	経鼻経管
第一号	不特定	○		○		○		○	○
第一号※1 (呼吸器)		○	△	○	△	○	△	○	○
第二号		△		△		△		△	△
第二号※1 (呼吸器)		△	△	△	△	△	△	△	△
第三号※2	特定	△	△	△	△	△	△	△	△

※1 人工呼吸器装着者への医療的ケアは通常の研修に加え、別途演習及び実地研修を修了した者が実施可能

※2 特定の者に対し必要な特定行為のみ実施可能

#### 4 喀痰吸引等研修

##### (1) 研修内容

不特定多数の者	第一号研修	基本研修 講義(50H) + 各行為のシミュレーター演習	+	実地研修 喀痰吸引(口腔、鼻腔、気管カニューレ) 経管栄養(胃又は腸ろう)、経鼻経管
	第二号研修	基本研修 講義(50H) + 各行為のシミュレーター演習	+	実地研修 特定行為をいずれか1つ もしくは複数選択
特定の者	第三号研修	基本研修 講義及び演習(9H)	+	実地研修 (特定の者に対する必要な 行為のみ)

##### (2) 第一号研修、第二号研修（不特定多数の者対象）

◎ 令和5年4月現在の登録研修機関

研修機関名	設置者	定員(人)	受講料
飯田短期大学(飯田市)	学校法人高松学園	60人	基本研修 80千円 実地研修 1号 45千円 2号 5~45千円
学校法人松本学園松本短期大学(松本市)	学校法人松本学園	95人	基本研修 80千円 実地研修 1号 7~12千円 2号 7~12千円
公益財団法人介護労働安定センター長野支部(長野市)	公益財団法人介護労働安定センター	75人	基本研修 10.2円 実地研修 2号 1.7千円~
敬老園本部(上田市)	社会福祉法人敬老園	15人	基本研修 80千円 実地研修 1号 50千円 2号 30千円
佐久大学(佐久市)	学校法人佐久大学	40人	基本研修 80千円 実地研修 1号 50千円 2号 30千円
平成会研修センター(塩尻市)	社会福祉法人平成会	30人	基本研修 75千円 実地研修 1号 42千円 2号 7~42千円
松塩筑木曾老人福祉施設組合(塩尻市)	松塩筑木曾老人福祉施設組合	20人	基本研修 25千円 実地研修 1号 50千円 2号 10~40千円
朝日ながの病院研修センター(長野市)	社会福祉法人ハynesライフ	70人	基本研修 80千円 1号 50千円 2号 10~40千円
LMCビジネススクール(伊那市)	株式会社ライフマスターコーポレーション	36人	基本研修 83千円 実地研修 2号 5~83千円
総合福祉施設須坂やすらぎの園(須坂市)	社会福祉法人睦会	18人	基本研修 64千円 実地研修 2号 9~37千円
CLUアカデミー 辰野教室(辰野町)(R4.4.20登録)	合同会社CLUアカデミー	24人	基本研修 79千円 実地研修 1号 39千円 2号 7千円~

特定医療法人 新生病院（小 布施町）	特定医療法人 新生病院	10 人	基本研修 実地研修	75 千円 10 千円～
定員合計		493 人		

受講対象者は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、訪問介護事業者、障害者（児）施設等不特定の利用者に対して喀痰吸引等の行為を行う必要のある者です。

### (3) 第三号研修（特定の者対象）

- ◎ 令和5年4月1日現在の登録研修機関数  
障害者支援施設等 14 か所

受講対象者は、障害者（児）のサービス事業所施設等に就業している介護職員等やALS等の難病のある特定の利用者に対して喀痰吸引等の行為を行う必要のある者です。（事業として複数の利用者に複数の介護職員がケアを行うことが想定される高齢者の介護施設や居住系サービス等は対象外となります。）

- (4) キャリア形成促進助成金・キャリアアップ助成金〈所管：長野労働局地方訓練受講支援室〉  
正規労働者・非正規雇用の労働者に対し、職業訓練（Off-JT）を行った場合に、訓練に要した経費及び賃金を助成するものです。

喀痰吸引等研修（50 時間）の場合は、

- \* 研修経費の助成 正規労働者の場合は、研修経費の 1 / 2 （ 1 / 3 ）  
非正規労働者は、10 万円（7 万円）
- \* 賃金助成 正規労働者の場合は、800 円（400 円）/時間  
非正規労働者の場合は、800 円（500 円）/時間  
※括弧内は、大企業の場合の助成額

## 5 指導看護師等の養成

喀痰吸引等研修の講師を養成します。第一号研修、第二号研修の指導者の他、第三号研修の指導者養成も兼ねて実施しています。

- 開催日程（予定）
- 第一回 令和5年8月26日、27日（佐久会場）
  - 第二回 令和5年9月7日、8日（松本会場）
  - 第三回 令和5年10月7日、8日（飯田会場）

## 6 登録特定事業者・登録喀痰吸引等事業者の登録

### (1) 新規登録時における留意点

ア サービス毎に登録を行って（申請書を作成して）ください。

例： 短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護は別の登録になります。

イ 医師又は看護師との連携について事前に確認し、体制整備を行ってください。（介護職員が喀痰吸引等の業務を行うためには、主治医の文書による指示が必要です。）

ウ 業務規程書のひな形は長野県ホームページに掲載してありますが、各事業所における実施体制を整備し、それに準じた業務規程書を作成してください。

エ 業務規程書には、手順書や計画書の書式を添付してください。

オ 登録喀痰吸引等事業者については、「介護福祉士の実地研修」の実施義務が課せられています。実地研修を修了していない介護福祉士に対して実地研修を実施することになりますが、その実施にあたっては、「長野県喀痰吸引等研修実施要綱」に基づき実施することとなります。また、登録申請にあたっては介護福祉士の実地研修実施方法について規定している書類の提出が必要です。

カ 登録喀痰吸引等事業者の登録申請には、既にたんの吸引等の行為が可能なのが登録証に記載された介護福祉士が存在し、当該介護福祉士の資格を証明する書類の提出が可能であることが条件となります。

## (2) 登録特定行為事業者の更新及び変更

ア 登録する特定行為を追加する場合は、新たに追加して実施しようとする日（更新日）の30日前までに、更新申請書より更新手続きを行ってください。

イ 下記に掲げる事項に変更がある場合は、変更日の10日前までに変更届出書により届出を行ってください。

- ① 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ 喀痰吸引等業務開始予定日

ウ 上記イ以外の事項（認定特定行為業務従事者、業務方法書に定める事項等）の変更があった場合は、変更後10日以内に届出を行ってください。

## (3) 登録特定行為事業の辞退等

ア 登録特定行為事業を辞退する場合は、辞退届により、登録を辞退する日の1か月前までに届出を行ってください。

イ 登録している特定行為の一部を辞退する場合は、辞退届と変更届出書を、特定行為が減少する日の1か月前までに届出を行ってください。

## 登録後の変更届等の提出について

長野県健康福祉部介護支援課  
長野県健康福祉部地域福祉課

変更の内容	提出書類	提出日
法人代表者	変更届	変更日の10日前まで
法人名	変更届	変更日の10日前まで
法人所在地	変更届	変更日の10日前まで
事業所名	変更届	変更日の10日前まで
事業所所在地	変更届	変更日の10日前まで
定款・寄付行為及びその登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)	変更届	変更日の10日前まで
法人役員の氏名	変更届	変更日の10日前まで
業務方法書	変更届	変更後10日以内
喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿	変更届	変更後10日以内 (注)介護福祉士の届出は、平成29年度から開始される登録喀痰吸引等事業者のみ
喀痰吸引等の実施に係る備品一覧	変更届	変更後10日以内
実地研修責任者の氏名	変更届	変更後10日以内 (注)実地研修責任者の届出は、平成29年度から開始される登録喀痰吸引等事業者のみ
特定行為の追加 (例 今まで登録していた特定行為に、新たに鼻腔内の喀痰吸引が増える。)	更新申請書	業務開始日の1か月前まで
特定行為の減少 (例 今までやっていた口腔内の喀痰吸引が減る。)	辞退届及び変更届	業務辞退日の1か月前まで

※1 各種様式は、長野県ホームページに掲載してあります。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/tokutekoi.html>

※2 特定行為とは、認定特定行為業務従事者（又は介護福祉士（H29年度～））が医師の指示に基づき実施する 口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引・気管カニューレ内部の喀痰吸引・胃ろう又は腸ろうの経管栄養・経鼻経管栄養 をいう。

※3 登録特定事業者とは、認定特定行為業務従事者が、医療関係者との連携のもと喀痰吸引等の医療的ケアを業務として実施する事業者。

※4 登録喀痰吸引等事業者とは、平成29年度から開始される。医療的ケアを行うために必要な講義等を修了した介護福祉士が、医療関係者との連携のもと喀痰吸引等の医療的ケアを業務として実施する事業者。